

中種子町母子保健法施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和 8 年 7 月 27 日

中種子町長

田 荆 川 寿 広

中種子町規則第19号

中種子町母子保健法施行規則の一部を改正する規則

中種子町母子保健法施行規則（平成 9 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。